



島根県報

令和8年6月12日（金）

第 7 2 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-------------|---|
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | （地 域 福 祉 課） | 2 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | （農 村 整 備 課） | 2 |
| 指定施業要件の変更予定保安林 | （森 林 整 備 課） | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | （中 小 企 業 課） | 2 |
| 地籍調査の成果の認証 | （用 地 対 策 課） | 4 |
| 兼用工作物管理協定の成立 | （河 川 課） | 4 |

【公 告】

| | | |
|---------|-------------|---|
| 公共測量の終了 | （技 術 管 理 課） | 4 |
|---------|-------------|---|

【特定調達公告】

| | | |
|------------------------------------|-----------|---|
| 島根県立学校次世代校務DX環境構築・運用業務に係る随意契約の相手方等 | （教育連携推進課） | 5 |
|------------------------------------|-----------|---|

【選管告示】

| | | |
|---|--|---|
| 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 | | 5 |
|---|--|---|

【正 誤】

| | | |
|------------------------|---------|---|
| 令和8年3月24日付け島根県報号外第38号中 | （総 務 課） | 6 |
|------------------------|---------|---|

告 示**島根県告示第377号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------------|------------------|-----------|
| 永生クリニック | 仁多郡奥出雲町横田1063番地1 | 令和8年3月31日 |
| 邑南町国民健康保険直営井原診療所 | 邑智郡邑南町井原2201-2 | 令和8年3月26日 |
| なるたき薬局 | 大田市大田町大田口1031-6 | 令和8年3月31日 |
| くすりのファミリアみずほ薬局 | 邑智郡邑南町市木2153-1 | 令和8年4月1日 |

島根県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、江津市土地改良区の定款変更を令和8年6月4日付けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第379号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里ハ278-1、ハ279-1からハ279-3まで、ハ280からハ290まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第380号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡吉賀町六日市951番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社丸久 代表取締役社長 宇佐川 浩之 山口県防府市大字江泊1936番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正

株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正

株式会社丸久 代表取締役社長 宇佐川 浩之

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正

株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正

株式会社丸久 代表取締役社長 宇佐川 浩之

(4) 変更の年月日

令和8年5月20日

2 届出年月日

令和8年6月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

吉賀町産業課（鹿足郡吉賀町柿木500番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第381号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-----------|-------|-----|----------|----------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 松江市 | 令和6年度～7年度 | 4枚 | 1冊 | 西谷① | 令和8年6月2日 |
| 隠岐の島町 | 令和5年度～6年度 | 48枚 | 1冊 | 加茂④ | 令和8年6月2日 |

島根県告示第382号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

兼用工作物管理協定の成立（令和2年島根県告示第468号）は、廃止する。

令和8年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川の名称

二級河川浜田川水系浜田川

2 河川管理施設の名称又は種類

浜田ダムの天端道路

3 河川管理施設の位置

浜田市河内町3222-5地内

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 浜田市長

浜田市殿町1

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和8年4月1日から道路の存続する日まで

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年2月23日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年12月12日から令和8年2月23日まで
- 3 作業地域
出雲市上塩冶町地内及び大津町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年6月12日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

- 1 件名及び数量
島根県立学校次世代校務DX環境構築・運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年5月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社えすみ松江営業所 所長 山西 政則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号
- 5 随意契約に係る契約金額
824,947,530円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和8年6月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

- | | |
|--|--------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 10,641 |
|--|--------|

- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 155,337
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- | | |
|----------|--------|
| 松江選挙区 | 53,707 |
| 浜田選挙区 | 13,508 |
| 出雲選挙区 | 46,462 |
| 益田選挙区 | 11,913 |
| 大田選挙区 | 8,771 |
| 安来選挙区 | 9,871 |
| 江津選挙区 | 5,947 |
| 雲南・飯石選挙区 | 10,929 |
| 仁多選挙区 | 3,106 |
| 邑智選挙区 | 4,643 |
| 鹿足選挙区 | 3,350 |
| 隠岐選挙区 | 5,138 |
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 155,337

正 誤

令和8年3月24日付け島根県報号外第38号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|-----|--------|
| 3 | 上から8 | 同条例 | 行政手続条例 |
| | 上から10 | 同条例 | 行政手続条例 |